

# 平成28年度男女共同参画地域活動パワーアップ事業費補助金募集要領

## 1 目的

男女共同参画の推進により地域の課題解決を図るため、民間団体が自主的かつ主体的に行う社会貢献活動であるとともに、男女共同参画の視点を取り入れ、2以上の市町の区域において広域的に実施する活動に対し県が助成する。

## 2 助成対象事業

第2次静岡県男女共同参画基本計画の基本的施策の各分野において、地域の課題解決を図るため、男女共同参画の視点で取り組む次の事業で、2以上の市町の区域において広域的に実施する事業（同一の市町の区域におけるものであって他の模範となるものを含む。）を対象とする。

- ア 男女共同参画社会の実現に向けた制度及び慣行の見直し並びに意識の改革を行う事業
- イ 男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する教育及び学習の充実を推進する事業
- ウ 男女間の暴力、セクシュアル・ハラスメント等の根絶を推進する事業
- エ 男女が共に子育てや介護等に主体的に関わることができる環境づくりを推進する事業
- オ 男女の健康の保持及び増進を推進する事業
- カ 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境づくりを推進する事業
- キ 政策又は方針決定過程への女性の参画の拡大を促進する事業
- ク 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能にする環境整備を促進する事業
- ケ 就業、起業、地域活動等でチャレンジしようとする女性を支援する事業
- コ 国際社会及び地域社会の一員として行う活動への参画を支援する事業
- サ まちづくりや観光振興、環境保全、科学技術、防災等暮らしを改善する事業

## 3 助成対象団体

(1) 次の要件全てを充たす団体を対象とする。

- ア 構成員（民間団体が2以上の団体で構成される場合には、当該団体を直接又は間接に構成する団体の構成員）がおおむね10人以上であること。
- イ 営利を主たる目的とするものでないこと。
- ウ 団体会員間の親睦を主たる目的とするものでないこと。
- エ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- オ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと

(2) 助成対象としない場合

- ア 同じ事業について、他の県の補助金を受給している団体
- イ 同じ事業について、「男女共同参画地域団体協働促進事業（あざれあ地域協働事業）」や「男女共同参画地域実践活動事業」による助成を受ける団体
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体
- エ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者
- オ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利益等をしている者又は暴力団員等を利用している者
- キ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- ク 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ケ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

#### 4 助成団体数

予算の範囲内で助成可能な団体数とする（おおむね3団体程度）。

#### 5 助成額

事業に要する経費（年間の総事業費が30万円以上の事業を対象）の3分の1以内の額を助成する。ただし、助成額は1事業あたり50万円を上限とする。

#### 6 助成対象経費

助成対象経費は、助成対象事業の実施に直接要する経費で、次に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 団体の固定的・経常的経費（団体等の構成員に係る人件費・事務所の家賃等）
- (2) 助成対象事業以外の用途に転用可能な器具・備品（パソコン・AV機器等）の購入費
- (3) 事業専用として契約していない電話（携帯・固定）やインターネット等の通信費
- (4) 講師以外に係る食糧費（懇談会費、運営スタッフの食事等）
- (5) 団体の職員に対する諸謝金（助成額の3分の1を超えない講師料を除く）、報酬、その他これに類するもの

#### 7 応募方法

必要書類をそろえて申し込む。

- (1) 必要書類（各1部）
  - ・男女共同参画地域活動パワーアップ事業申込書（様式1号）
  - ・事業計画書（様式2号）
  - ・収支予算書（様式3号）
  - ・団体概要（様式4号）
  - ・団体目的等についての確認書（様式5号）
  - ・誓約書（様式第6号）及び役員等名簿
  - ・事業の活動内容がわかる資料（チラシ等）があれば1部
- (2) 提出先  
〒420-8601 静岡県葵区追手町9番6号  
静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課
- (3) 提出期限  
平成28年5月9日（月）17時 必着

#### 8 選考・決定

審査委員会による審査（書類審査及び応募団体のプレゼンテーション）により補助金交付団体を決定（内示）し、通知する。内示を受けた団体は、指定された日までに「男女共同参画地域活動パワーアップ事業費補助金交付要綱」に基づく本申請を行うこととする。

#### 9 その他

- (1) 助成が決定した団体は、本申請の手続きを速やかに行う。その際、口座名義に団体名と代表者氏名の入った通帳が必要となるため、ない場合は、本申請に間に合うように作ること。
- (2) 助成を受けた団体は、各団体の責任において、実施した事業の活動報告を外部に発信すること。

#### 附 則

この要領は、平成28年度分の補助金に適用する。

## 男女共同参画地域活動パワーアップ事業申込書

平成 年 月 日

静岡県知事 様

男女共同参画地域活動パワーアップ事業の実施について、関係書類を添えて申し込みます。

団体の名称

団体の所在地

団体の代表者 役 職 氏 名

団体の連絡先 TEL  
FAX

### 1 事業の目的・内容

### 2 今回申請する事業の事業費及び助成希望額

事業費

助成希望額

### 3 事業の区分（該当すると思われるものに印を付ける。複数回答可）

ア 男女共同参画社会の実現に向けた制度及び慣行の見直し並びに意識の改革を行う事業

イ 男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する教育及び学習の充実を推進する事業

ウ 男女間の暴力、セクシュアル・ハラスメント等の根絶を推進する事業

エ 男女が共に子育てや介護等に主体的に関わることができる環境づくりを推進する事業

オ 男女の健康の保持及び増進を推進する事業

カ 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境づくりを推進する事業

キ 政策又は方針決定過程への女性の参画の拡大を促進する事業

ク 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能にする環境整備を促進する事業

ケ 就業、起業、地域活動等でチャレンジしようとする女性を支援する事業

コ 国際社会及び地域社会の一員として行う活動への参画を支援する事業

サ まちづくりや観光振興、環境保全、科学技術、防災等暮らしを改善する事業

事業計画書

1 事業の目的 (対象者、期待される効果等)

2 事業の施行者

3 事業の内容 (事業内容、実施方法、場所、時期、参加予定人数等具体的に記入)

4 連携・協働の内容

(連携・協働先、グループ内の協働の状況、企業等の支援、ボランティアの関与状況等を記載)

収支予算書

1 収入の部

区 分	予 算 額	算 出 の 基 礎
	円	
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	算 出 の 基 礎
	円	
計		

※経費の区分については別表を参考にして記入してください。

団体概要

団体の名称			
団体事務局所在地 (連絡先電話番号)			
代表者	役職 氏名		
主たる活動目的			
団体の役員構成			
団体の会員数	平成 年 月現在 人 (男 人 女 人)	会員の資格	
発足年月日	年 月 日 (発足総会等の年月日を記入)		
申請年度年間予算	円 年会費/人 円	他の補助金・助成金の有無	有 ・ 無
活動概要 (主たる事業)			

団体目的等についての確認書

団体名

代表者名

印

当団体は、「平成28年度男女共同参画地域活動パワーアップ事業費補助金募集要項」の「3 助成対象団体」に規定するいずれの事項にも該当することを確認しました。

誓 約 書

当団体は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。  
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。  
また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

次の1から7までのいずれにも該当しないこと。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体
- 2 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者
- 3 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利益等をしている者又は暴力団員等を利用している者
- 5 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

静岡県知事

様

年 月 日

提出団体名

団体所在地

代表者氏名

印

※ 添付書類：役員等名簿

別添 「役員等名簿」 (※誓約書添付資料)

役員等名簿

No.	役職	氏名 漢字	氏名 カナ	住所 (住んでいる市町まで)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

- 1 本様式に記載の個人情報を貴職が警察に照会することに異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、契約の解除等がなされても異存ありません。

年 月 日

提出団体名

団体所在地

代表者氏名

㊞

記入要領

- 1 法人にあつては理事等の役員業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、その他の団体にあつてはその代表者、役員又はこれに準ずる者について記載してください。
- 2 提出にあつては、氏名、生年月日等の個人情報が3の目的のために提出又は利用されることについて、必ず当該名簿に記載されている全員の同意を取ってください。
- 3 役員等名簿は、役員等が誓約書中の1及び2に該当する者であるか否かを確認するために利用し、それ以外の目的のために提供又は利用するものではありません。

別表

(支出の区分、算出の基礎等記入時の参考)

報償費	講師謝礼金
旅費	講師旅費
	打ち合せ旅費
人件費	臨時職員賃金
需用費	事務用文具
	用紙類
	看板代
	印刷製本費
	コピー代
	写真代
	講師食糧費
	材料費
	送料
役務費	郵便料金
	電話使用料
	広告料
使用料及び賃借料	会議室使用料
	物品レンタル料
	映画・ビデオ借上料